



ブラジル日本商工会議所コンサルタント部会セミナー

ブラジル法制度の基礎 1

2022年11月22日

TMI総合法律事務所
弁護士 柏 健吾

目次



第1回セミナー	第2回セミナー（予定）
法制度	労働法
裁判制度	個人情報保護法
弁護士	競争法
民間参入への制限、外資規制	汚職関連の法律
会社の運営、株主の責任	営業秘密
契約、契約違反時に対する対応	インサイダー取引
販売代理	
知的財産権	
消費者保護法	
M&A	
倒産法	

法制度



- ▶ 制定法主義（Civil Law）
 - ▶ 法律がまず重要、その次に判例
 - ▶ 政府公式の英訳は基本的にはない
 - ▶ 法律と同様の拘束力のある判例：Súmula Vinculante
- ▶ 連邦法、州法、自治体法がある
 - ▶ ただし、一般的には連邦法が適用される
 - ▶ 州法や自治体法は税金や環境など
- ▶ 多くの種類の法令等がある
 - ▶ 憲法、法律（Lei）、政令（Decreto）、規則（Regulamento）、暫定措置（Medida Provisória）、訓令（Instrução Normativa）、省令（Portaria）など
 - ▶ 憲法にも非常に細かい規定がある（労働者の権利など）
- ▶ 法令間の矛盾や不足なども多い
 - ▶ その結果、法的安定性が欠ける

裁判制度（1）

- ▶ 三審制度ではあるが四審になることも
 - ▶ 地方裁判所（単独裁判官）→高等裁判所（合議体）→高等司法裁判所（Superior Tribunal de Justiça : STJ）→連邦最高裁判所（Supremo Tribunal Federal : STF）

- ▶ 労働裁判所は通常の裁判所と異なる特別裁判所
 - ▶ 労働者保護の意識が強い

- ▶ 裁判官の汚職や外資企業に対する差別はほとんど聞かない

- ▶ 懲罰的損害賠償は原則ない

- ▶ 米国のようなディスカバリ制度はない
 - ▶ 原則として当事者が提出する証拠を選べる

- ▶ 米国のような集団訴訟（クラスアクション）はない
 - ▶ 検察官等が提起する集団訴訟はある

裁判制度（2）



- ▶ 日本と異なり、当事者間の主張は1回又は2回のみで、かつ、短期間（15営業日以内）に書面を提出する必要がある

- ▶ なぜ裁判に時間がかかるのか
 - ▶ 裁判数が多い（各裁判所が処理できない）
 - ▶ ブラジル：係争中7,730万件、新規1,910万件（2021年）
 - ▶ 日本：係争中104,098件、新規453,533件（2021年）
 - ▶ 裁判の後の強制執行手続にも時間がかかる

- ▶ インフレ・利子の調整により当初請求金額より相当高くなる

- ▶ 債務者に資産がなければ強制執行しても意味がない（執行できない）

- ▶ 債務者の資産を調査するのは難しい

弁護士



- ▶ ブラジルの弁護士数は非常に多い
 - ▶ ブラジル：1,368,926人、日本：44,063人
 - ▶ クオリティに差がある
 - ▶ 案件に応じた専門家を選ぶ必要がある

- ▶ 弁護士費用
 - ▶ 大手法律事務所の場合は日本の大手法律事務所と同じくらい
 - ▶ 大手法律事務所はタイムチャージ式が一般的

民間参入への制限、外資規制



▶ 民間参入への制限

- ▶ 憲法で国家が独占権を有する分野が規定されている
 - ▶ 軍需産業、郵便・国内航空郵便、電報、核関連、電気通信、放送、航空・宇宙など

▶ 外資規制

- ▶ 原則としては外資規制なし（憲法で保障されている）
- ▶ 一部の事業については持株比率等に対する制限あり
 - ▶ テレビ・ラジオ・新聞、電気通信、国内航空、農地取得など
- ▶ 近年外資規制は緩和されてきた
 - ▶ 医療機関、国内航空など
 - ▶ 農地取得規制緩和の法改正案が議論されている
 - ▶ 国営事業の民営化が議論されている

会社の運営（1）

- ▶ 会社運営に関わる法改正が近年多く行われた
 - ▶ 1人株主のLimitada
 - ▶ S.A.の場合も業務執行者は1人で足りる
 - ▶ 外国居住の業務執行者が可能になった
 - ▶ 1株式あたり10票までの種類株式発行可能
 - ▶ 会社法における公告の簡易化
 - ▶ Limitadaにおける株主総会決議要件の変更（4分の3→過半数）
- ▶ Limitadaの場合、最低限必要な機関は株主総会と業務執行者（Administrador）1人
- ▶ S.A.の場合、最低限必要機関は株主総会と取締役（Diretor）1人。ただし、上場会社又は資本の授権のある会社は経営審議会必要
- ▶ Limitadaでも取締役会を設置することは可能（法律上は規定なし）
- ▶ 会計監査人による監査は、資産が2億4000万レアル以上の場合又は売上が3億レアル以上の場合必要

会社の運営（２）



▶ 株主総会

- ▶ 定時株主総会：年に1回、臨時株主総会：必要に応じて
- ▶ 決議要件は法律に規定されているが定款や株主間契約で特別の要件が規定されていることもある
- ▶ 書面決議も可能

▶ 業務執行者

- ▶ Limitadaの場合もブラジル非居住者の業務執行者が認められた
- ▶ S.A.の場合、取締役会・経営審議会のメンバーはブラジル国外居住者でも可能（2021年の会社法改正前は取締役はブラジル居住者でなければならなかった）
- ▶ いずれの場合も外国居住者の場合はブラジル居住者の代理人を選任する必要がある。また、CPFの取得も必要となる。

▶ 業務執行者の権限濫用防止

- ▶ 契約で業務執行者の権限を規定するとともに、定款においても権限を規定することが望ましい（第三者に対抗しやすくなる）

会社の運営（3）



- ▶ 会社の清算のポイント
 - ▶ 従業員対応
 - ▶ いつ、誰に、誰から、清算について知らせるか
 - ▶ 解雇にあたり退職金の上乗せをするか
 - ▶ 雇用保証のある従業員がいないか
 - ▶ 訴訟の処理
 - ▶ 訴訟が係属したままでも清算は可能であるが一般的には訴訟を終了させる
 - ▶ 訴訟を終了させるべきかは訴訟の内容による（勝訴の可能性、金額、その他の事案への影響など）

- ▶ 清算業務終了後、休眠会社のような状態で一定期間会社を存続させることも多い

株主の責任

- ▶ 原則として責任を負わない（株主の有限責任）
- ▶ ただし、株主が責任を負う場合も多い
 - ▶ 株主（支配会社）が責任を負うと明確に規定されているもの
 - ▶ 競争法違反（グループ会社が連帯して責任を負う）
 - ▶ 腐敗防止法違反（支配会社、被支配会社、関連会社、コンソーシアムメンバーが連帯して責任を負う）
 - ▶ 法人格否認の法理などを根拠に株主が責任を負う可能性が高いもの
 - ▶ 労働債務
 - ▶ 環境汚染に関する損害賠償義務
 - ▶ 消費者保護法違反
 - ▶ 税債務については上の3つに比べれば責任を負う可能性は高くない

契約（１）

- ▶ 私的自治の原則
 - ▶ 契約締結の自由 ⇔ 契約締結上の過失
 - ▶ 契約内容の決定の自由 ⇔ 強行法規
 - ▶ 消費者保護法、販売代理店法、優越的地位の濫用など

- ▶ 契約の成立
 - ▶ 契約書は必ずしも必要ではない（口頭やメールでの合意も有効であるので注意が必要）
 - ▶ ポルトガル語以外で作成しても有効

- ▶ 担保
 - ▶ 日本と同様、抵当権、質権、譲渡担保、所有権留保などがある
 - ▶ 倒産手続との関係では譲渡担保及び所有権留保が望ましい

契約（２）



▶ 準拠法

- ▶ 準拠法を当事者が選択できるかは法律上明確ではないが、当事者が選択できると一般的には解されている

▶ 裁判管轄

- ▶ 裁判所vs仲裁機関
- ▶ 複雑な契約であれば仲裁を選択することも多い

▶ 証人2人による署名

- ▶ 必須ではないが、契約書に基づき強制執行が可能となる

▶ 契約の無効・取消し事由

- ▶ 詐欺、錯誤、詐害行為、無権限者（表見代理）など

契約違反時に対する対応

- ▶ 契約内容の確認
 - ▶ どのような権利が規定されているか？
 - ▶ 違約金、解除権、担保、相殺など
 - ▶ 契約違反があっても契約を解除できないこともある

- ▶ 訴訟提起の是非の検討
 - ▶ 支払請求訴訟により実際に回収できるか？
 - ▶ どの程度の時間・コストが想定されるか？
 - ▶ 相手方の資産の有無を調査するのは難しい

販売代理（1）

- ▶ 販売代理の形態によって適用される法律が異なる

エージェント	民法及び販売代理店法
ディストリビューション	民法
自動車のディストリビューション	民法及びフェラーリ法

- ▶ 販売代理に関するルールは強行法規であるものが多いため、当事者が契約で別の内容を合意しても有効とは認められない可能性が高い
- ▶ 法律によって独占権・専属義務の規定が異なる
 - ▶ 契約で明確にすることが重要

販売代理（2）



- ▶ 契約期間の有無により解除時の補償の額が異なる
 - ▶ 法定の要件を満たすと自動的に契約期間がないものとみなされる

- ▶ 契約の解除方法・要件はそれぞれの形態で異なる

- ▶ 販売代理店法及びフェラーリ法には解除時の補償金の規定がある
 - ▶ 相手方の契約違反の場合は支払い不要なため、相手方の義務を契約で明確にする

- ▶ 雇用関係とみなされないように留意する
 - ▶ 直接の指示を避ける、個人事業主を避ける

知的財産権（１）

- ▶ 知的財産権の種類は同じ
 - ▶ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権

- ▶ 知的財産権のライセンス契約のINPI登録
 - ▶ 海外送金、損金算入のためにはINPIへの登録が必要
 - ▶ 特許化されていない知的財産（ノウハウ）のライセンス契約の登録は問題点が多かったが、2017年以降、ある程度当事者が自由に契約内容を決定できるようになった

- ▶ 職務発明、職務著作
 - ▶ 職務発明（特許、実用新案）の場合は、研究が雇用の目的であれば会社に権利が帰属する。それ以外の場合は、従業員に帰属するか従業員と会社の共有となる
 - ▶ 著作権の場合は著作権法に規定がないので雇用契約で規定することが重要

知的財産権（２）

- ▶ 並行輸入
 - ▶ 多くの議論があり判例上も適法とするもの、違法とするものいずれもある

- ▶ 模倣品対策
 - ▶ 決定的な手法はない
 - ▶ 税関との情報共有

消費者保護法（1）



- ▶ ブラジルの消費者保護法
 - ▶ 日本の特定商取引法、消費者契約法、製造物責任法、景品表示法及び民法の契約不適合責任が含まれている

- ▶ 「消費者」：製品又はサービスの最終ユーザーと定義されているため、法人も含まれる

- ▶ 製造物責任
 - ▶ 製品・サービスの欠陥等に基づき消費者に損害が生じた場合に損害賠償義務を負う
 - ▶ 動産だけではなく不動産やサービスも対象
 - ▶ 無過失責任
 - ▶ サプライチェーンにいる当事者すべてが連帯責任を負う
 - ▶ リコールの手続の詳細はPORTARIA N° 618/2019などに規定されている

- ▶ 契約不適合責任
 - ▶ 製品・サービスの品質不良や数量不足がある場合に、消費者が代替品の支給や代金の減額を請求できるもの（損害賠償も可能）
 - ▶ 動産だけではなく不動産やサービスも対象
 - ▶ 無過失責任
 - ▶ 消費者が権利行使できる期間が決まっている（例：明らかな瑕疵の場合は非耐久消費財の場合は30日以内）

消費者保護法（２）

- ▶ クーリングオフ
 - ▶ 日本と異なり通信販売（オンライン取引）でも適用される

- ▶ 不当に消費者に不利益を課す規定は無効
 - ▶ 例：事業者の責任を免責する規定

- ▶ 補修用部品の保管義務
 - ▶ 事業を終了しても「合理的な期間」の保管義務あり

- ▶ 広告規制
 - ▶ 品質等に誤解を与える広告、差別的な広告等の禁止
 - ▶ インフルエンサー広告規制

M&A



- ▶ 買収目的であれば株式取得及び事業取得が一般的
- ▶ 事業取得は会社分割（スピンオフ、ドロップダウン）をしてから新会社の株式を取得することが多い
- ▶ M&Aの実務は日本と大きく異なる
 - ▶ M&Aのプロセス、契約（株式取得契約など）の内容や論点
- ▶ 株式の一部の取得の場合、株主間契約を締結することが一般的
 - ▶ Limitadaの場合の株主間契約の有効性は議論あり
- ▶ 事業取得（会社分割）の場合でも債務を完全に遮断することはできない

スタートアップ投資

- ▶ 投資先を見つけることは容易ではない
- ▶ 一般的な投資方法
 - ▶ スタートアップが初期ステージにある場合は転換社債
 - ▶ スタートアップがある程度成熟してきた場合には優先株式
- ▶ 株式を保有していない投資家（転換社債の転換前の投資家など）が責任を負わないことがスタートアップ法（Marco Legal das Startups）により明確になり、スタートアップ投資がしやすくなった
- ▶ スタートアップ投資用の契約書のフォーマットはない

倒産法（1）

- ▶ 2021年1月に新しい倒産法が施行された
 - ▶ 手続の迅速化・柔軟化、再生手続の容易化を目的

- ▶ 倒産手続は3つ
 - ▶ 破産手続
 - ▶ 裁判上の再生手続
 - ▶ 裁判外の再生手続

- ▶ 自己破産手続はほとんど使われない
 - ▶ 手続終了まで相当期間がかかる
 - ▶ 倒産法改正により改善されることが期待されている

倒産法（２）

- ▶ 株主及び業務執行者の責任
 - ▶ 原則として責任を負わない
 - ▶ 例外はある（倒産手続固有の責任はない）

- ▶ 債権者の立場の場合
 - ▶ 手続への関与（異議申立て、再生計画への認否）
 - ▶ 裁判上の再生手続の場合、180日間権利行使できない
 - ▶ 譲渡担保権を有している場合は権利行使できる
 - ▶ 債務者との取引が取り消される可能性（詐害行為取消）

- ▶ 買収者・スポンサーの立場の場合
 - ▶ 倒産法改正により買収や融資に伴い簿外債務を負わなくなった
 - ▶ 債務の株式化（Debt Equity Swap）が明文化された

ご清聴ありがとうございました。

TMI総合法律事務所

弁護士 柏健吾

東京都港区六本木6丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー23階 (〒106-6123)

電話 (代表) (03)6438-5511

Fax (代表) (03)6438-5522

E-Mail : kkashiwa@tmi.gr.jp

(現在サンパウロのCescon, Barriou, Flesch & Barreto 法律事務所にて勤務)